

令和3年12月22日（水）  
国土交通省 関東地方整備局  
常陸河川国道事務所  
（公社）茨城県測量・建設コンサルタント協会

## 記者発表資料

# 被災地でのドローン撮影等に関する協定を締結

（公社）茨城県測量・建設コンサルタント協会と常陸河川国道事務所は、令和3年12月10日に災害対応に関する協定を締結しました。

協定の内容は、常陸河川国道事務所が管理する河川及び道路施設等に災害等が発生した場合に、速やかな災害状況把握を目的として、無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に協力をするものです。

### 記

#### 1. 協定締結者

公益社団法人 茨城県測量・建設コンサルタント協会  
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

#### 2. 協定期間

令和3年12月10日から令和4年3月31日まで

#### 3. 協定の実施範囲

常陸河川国道事務所管内の茨城県区間

### 発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ、竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所  
電 話 029-240-4061 FAX 029-240-4081  
副所長（河川） おおやま おさむ  
大山 修  
副所長（道路） たかはし さとし  
高橋 哲  
防災課長 たけいし はるお  
武石 春夫

# 協定の概要

## 【協定名】

「無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定」

## 【協定の目的】

本協定は、常陸河川国道事務所が管理する河川及び道路施設等に災害等が発生した場合または発生の恐れがある場合において、無人航空機による詳細な状況把握を行うことで、速やかな災害状況把握と道路啓開、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

## 【協定範囲】

常陸河川国道事務所管内の茨城県区間

## 【活動の内容】

常陸河川国道管内の河川及び道路施設に災害の発生又は発生の恐れがある場合、必要に応じて茨城県測量・建設コンサルタント協会に出動を要請する。協会は現地に派遣する会員を選定し、被災状況を確認するよう会員へ指示する。会員は被災状況を常陸河川国道事務所へ報告し、その指示により無人航空機による被災状況調査を実施する。

## 【協定期間】

令和3年12月10日から令和4年3月31日まで。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに解約の意向がない場合は3年間継続し、以降同様とする。